

令和7年10月9日
健康部生活衛生課

旅館業法の概要と区内における旅館業の現状

1. 旅館業の概要

(1) 旅館業法の目的

旅館業法は、日本における宿泊業を規制する法律で、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。

この法律は、昭和23年に施行され、以来、宿泊業の多様化や社会情勢の変化に対応する形で改正が行われてきた。

(2) 旅館業法の許可について

旅館業法では、宿泊施設を「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」「下宿営業」の3つに分類し、それぞれに対して異なる規制を設けている。また、宿泊施設を営業するためには、都道府県知事(保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長)の許可を得る必要があり、営業を行うためには一定の基準を遵守する必要がある。

・旅館業法の主な規定

衛生措置：宿泊施設は、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置について、条例で定める基準を満たす必要がある。

構造設備：宿泊施設は、構造設備における衛生面等について、政令及び条例で定める基準を満たす必要がある。

遵守事項；営業者及び宿泊者は条例で定める基準を遵守する必要がある。

(3) 旅館業法の変遷（抜粋）

【昭和23年】

- ・旅館業法制定。

【昭和32年】

- ・構造設備基準を設定、旅館業の種別に簡易宿所営業を追加。

【昭和45年】

- ・風紀上、教育上の観点から営業施設の設置場所に関する規定を設定。
- ・構造設備基準に「玄関帳場その他これに類する設備」を追加。

【平成 8 年】

- ・旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要に対応したサービス提供を促進することを法律の目的に加え、営業者の責務等を追加。

【平成 17 年】

- ・宿泊者名簿に記載すべき事項として、国籍、旅券番号等を追加。

【平成 29 年】

- ・ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業に統合。
- ・無許可営業者に対する報告徴収、立入検査及び緊急命令を創設。

【平成 30 年】

- ・旅館・ホテル営業の構造設備の基準を設定。
- ・最低客室数の基準を廃止（廃止前 ホテル営業：10 室、旅館営業：5 室）
- ・宿泊者名簿は、正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成、3 年間保存。
- ・旅館・ホテルの玄関帳場等に代替する機能を有する設備の基準を設定。
 - ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
 - ② 宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の宿泊者との適切な受け渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

【令和 5 年】

- ・宿泊拒否事由の追加。
- ・事業譲渡に係る手続きの整備。

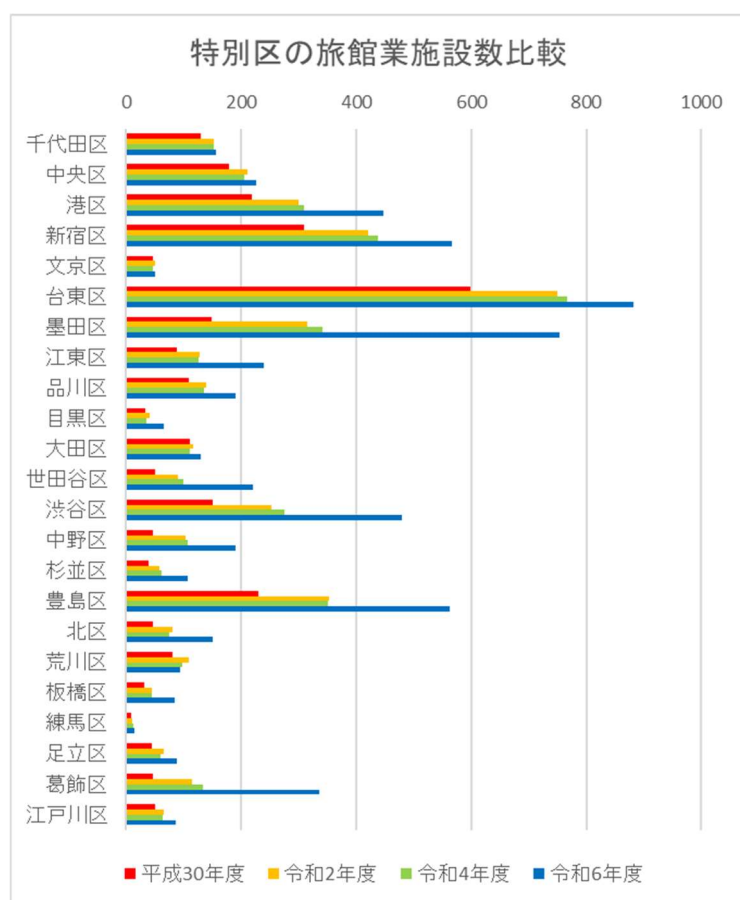
2. 都内における旅館業の現状

（1）都内の旅館業の推移

都内の旅館業施設数は平成 30 年の法改正以降、増加の一途を辿っている。法改正が行われた平成 30 年度から令和 6 年度の 6 年間で、23 区中 12 区の旅館業施設数が 2 倍以上に増加している。

表 1. 都内の旅館業施設数の推移

区市町村	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
千代田区	129	145	152	152	152	150	157
中央区	179	205	212	210	205	216	226
港区	219	282	300	310	309	349	448
新宿区	310	395	420	420	438	483	566
文京区	46	53	50	49	46	47	50
台東区	598	720	750	756	766	803	883
墨田区	148	263	315	315	342	463	753
江東区	88	128	128	122	126	162	239
品川区	109	135	140	137	136	156	190
目黒区	34	44	40	34	36	52	66
大田区	110	112	117	113	111	114	129
世田谷区	51	79	91	85	100	137	220
渋谷区	150	227	252	271	275	361	480
中野区	47	87	103	104	107	127	191
杉並区	39	54	57	56	62	72	108
豊島区	230	327	352	348	351	416	563
北区	47	77	80	75	75	100	150
荒川区	81	104	109	97	97	92	93
板橋区	32	49	45	43	44	52	84
練馬区	9	11	11	11	12	13	15
足立区	44	62	65	61	59	61	89
葛飾区	47	102	115	116	133	185	335
江戸川区	50	56	65	65	63	70	86
特別区合計	2797	3717	3969	3950	4045	4681	6121
八王子市	64	64	66	65	61	58	55
町田市	31	33	33	33	32	33	34
都	888	893	889	872	867	874	912
合 計	3780	4707	4957	4920	5005	5646	7122

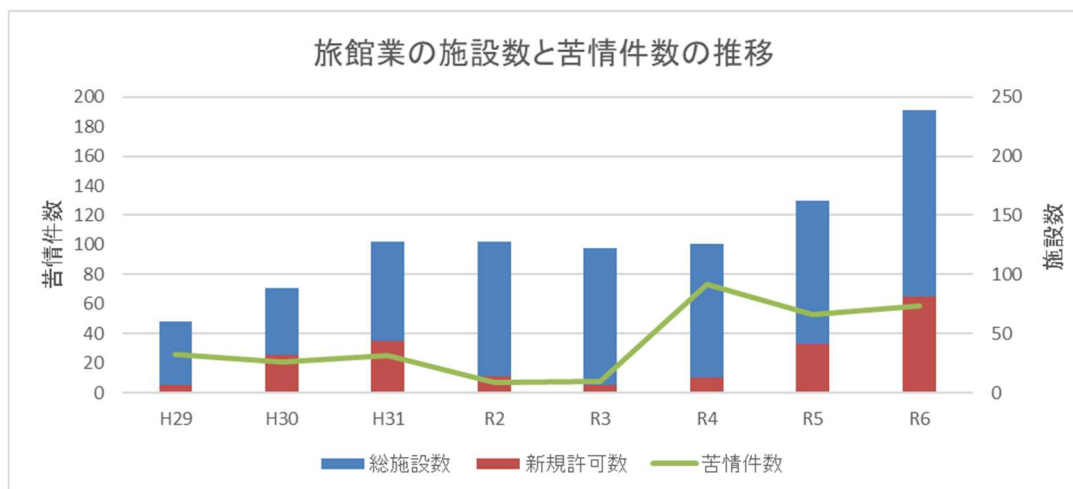


(2) 区内の旅館業施設の現状

区内の旅館業施設数は、平成29年に旅館業法の規制が緩和されたことにより、平成30年度では新規許可数が前年度の6から32へと急増した。その後、コロナ禍の影響により、令和2年度から令和4年度にかけては総施設数に大きな変化がなかったものの、ポストコロナでは新規許可数が令和5年度は41、令和6年度は81と増加しており、規制緩和後の7年間で区内の総施設数は約4倍増加している。

表2. 区内の旅館業施設数及び苦情件数の推移

年度	総施設数	新規許可数	廃業数	苦情件数
令和6年度	239	81	4	59
令和5年度	162	41	5	53
令和4年度	126	13	9	73
令和3年度	122	6	12	8
令和2年度	128	14	14	7
平成31年度	128	44	4	25
平成30年度	88	32	4	21
平成29年度	60	6	1	26



(3) 区内における旅館業施設に対する苦情について

旅館等の総施設数の増加に伴って施設に対する苦情件数は増加しており、コロナ禍中においては低下していたものの、直近3年間では1年あたりの苦情件数は平成31年度以前の2倍以上に増加している。

数年の間に苦情主体の内訳も変化しており、過去には宿泊客や施設管理者（マンションオーナー等）による苦情も散見されたが、直近2年間では苦情の95%以上が周辺住民によるものへと変化している。また、令和6年度における苦情内容の内

訳では宿泊者の行動（ごみの廃棄、騒音、喫煙等）及び施設の管理方法（施設周辺の清掃、施設への駆け付け、宿泊者への案内方法等）が過半数を占めており、従業員が不在にしている施設への苦情が多いことが確認されている。

